

【貸付】新型コロナウイルスが原因で生活費が不足している方へ

1. 緊急小口資金

【対象者】 コロナウイルスが原因で収入が減少した方

【貸付額】 100,000円（上限）

※ただし、次の条件に該当する方は200,000円が上限となります。

- ①世帯員の中で**新型コロナウイルスに罹患**した方がいる
- ②世帯員の中に**介護が必要**となる方がいる
- ③世帯員数が**4人以上**
- ④子ども（中学生まで）が**学校休校のため、仕事を休まなくてはならない世帯員**がいる
- ⑤世帯員の中で**個人事業主等**がいて、収入減少により生活費が不足する方

【必要書類】

- ①**収入の減少がわかる書類**（給与明細、売上表、申立書 等）
- ②**身分証明書**（運転免許証、健康保険証、在留カード、住民票 等）
- ③貸付金振込先のわかる**通帳**または**キャッシュカード**のコピー

※振込先は申請者本人の名義のみです。

【その他】 1世帯につき**1回のみ**の支給となります。

2. 総合支援資金

【対象者】

- ①コロナウイルスが原因で収入減または失業してしまった方
- ②緊急小口資金をすでに利用している方

【貸付額】 150,000円（上限）×3ヶ月以内 <<単身世帯>>

200,000円（上限）×3ヶ月以内 <<複数世帯>>

【必要書類】

- ①収入の減少、失業のわかる書類（給与明細、売上表、解雇通知書、雇用保険受給者証 他）
 - ※ 緊急小口資金の貸付を申請した方は「**貸付決定通知書の写し**」のみの添付でも可
 - ※ 住居確保給付金の申請をした方は「**住居確保給付金支給対象者証明書の写し**」でも可
 - ※ いずれの証明の用意ができない場合は「**収入の減少状況に関する申立書**」を記入
- ②世帯員数の確認、身分証明書（世帯全員分の**健康保険証+住民票**）
 - ※健康保険証、住民票の両方が用意できない場合はいずれかの書類に加え、
運転免許証、在留カードなどの身分証明書の添付でも可
- ③振込口座の確認できるもの（**通帳、キャッシュカード** 等）

3. 申込から審査までの流れ

- ①各種申込書を記入の上、必要書類と同封し下記の住所へ郵送してください。

※面談での対応を希望される方はあらかじめ電話（25-7311）にて連絡をお願いします。

②郵送していただいた書類は確認したうえ、折り返し電話連絡をいたします。

※電話では記載内容の確認、不備書類の有無をお伝えします。

③電話連絡が取れた書類を長野県社協へ送ります。

※処理に不備があった場合は不備書類が届いてから送付します

④県社協にて貸付の審査を行います

《お問合せ先・面談の予約》

松本市社会福祉協議会 生活福祉課 貸付担当

TEL：0263-25-7311